

平成28年度
第6回千葉市農業委員会総会

議 事 録

千葉市農業委員会

平成29年2月28日、千葉市農業委員会会長 野崎好知は、平成28年度第6回千葉市農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター 8階 千鳥・海鷗に招集した。

<会議に付した議案等>

議事日程

日程第1 議事録署名人の選任について

日程第2 議案第1号 千葉市農業委員会委員の辞任の同意について

日程第3 協議事項1 今後の農業委員会の推進体制について

日程第4 報告事項1 農地等の利用の最適化推進施策等に関する意見書の提出について

報告事項2 農業委員会委員・農地利用最適化推進委員の公募に係る現況について

報告事項3 報酬の取り扱いについて

その他

<出席委員> (28人) ※ 番号は議席番号

2番	猪 野 幹 夫	3番	大 塚 久
4番	鈴 木 武 夫 (農地部会長)	5番	小 林 正 明
6番	石 橋 幹 男	7番	笠 川 泰 雄
8番	植 草 隆 晴	9番	浅 川 政 明
11番	竹 下 洋 一	12番	宮 崎 一 雄
13番	野 崎 好 知 (会長)	14番	小 川 正 義
15番	中 村 公 江	16番	田 中 和 夫
17番	長谷川 功	18番	伊 原 茂 久 (農業振興部会長)
19番	花 島 豊 勇	20番	安 井 誠 一
21番	高 澤 義 信	23番	橋 本 泉
24番	小 川 友 安	25番	齊 藤 元 治
27番	西 郡 高 夫	28番	長谷部 衡 平 (会長職務代理者)
29番	小 川 隆 良	30番	浅 尾 孝
31番	石 井 一 也	34番	市 原 孝

<欠席委員> (6人)

1番	長谷川 政 美	10番	武津岡 広 治
22番	蛭 田 浩 文	26番	中 島 賢 治
32番	小 川 政 二	33番	近 藤 千鶴子

<事務局出席者>

事務局長	朝 生 智 明	次 長	岡 本 茂 之
次長補佐	堀 明 徳	農業振興班主査	小 川 剛
農地審査班主査	福 島 悟	主任主事	金 親 一 史
主任主事	伊 藤 陽 子		

(開会 午前11時)

議長

ただ今より、平成28年度第6回千葉市農業委員会総会を開会いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。本日の出席委員は、34人中28人で総会は成立しております。

はじめに日程第1「議事録署名人の選任について」ですが、議席順となっておりますので、私より指名いたします。

議席番号 27番 西郡 高夫 委員

議席番号 28番 長谷部 衡平 委員

のご両名にお願いいたします。

ここで議案の追加がありますので、事務局より資料の配布をいたしますので、よろしくお願いします。

別紙について、事務局より説明をお願いいたします。

朝生事務局
局長

議案第1号 千葉市農業委員会委員の辞任の同意についてです。

小川政二委員につきましては、10月中旬から病氣療養中でしたが、2月28日付けにて、辞任の申し出がございました。農業委員会等に関する法律改正前第16条で正当な理由があるときは、農業委員会の同意を得て辞任することができるという規定がございました。総会に諮らせていただきました。

議長

お聞きのとおりでございます。

本件につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いします。

中村委員、お願いします。

中村委員

今までに任期の途中で辞任されたことがあったかどうか、あともう少しの任期で辞職された背景は報酬の改正が関係しているのかどうかお聞きします。

議 長

事務局、お願いします。

岡本次長

これまでの事例ですが、平成１１年度に任期の途中で辞められた例がございますが、その他は記録が残っておりませんでした。

報酬の取り扱いは後程ご説明いたしますが、報酬の改正があるという理由で辞任が出されたわけではございません。本人が現時点で体調の回復は難しいということで、本人の強い意思もございまして辞職願が出ております。

議 長

他にございませんか。

小林委員、お願いします。

小林委員

今までは農業委員は地域で選ばれていたのが変わるので、自分が辞めることで、次の委員を選び易くするためなのかなどと聞いておりますか。

岡本次長

ご本人とは話はしておりませんが、奥様とご子息と何度か話をしております、まず辞職につきましてはご本人のお考えです。これ以上

続けられないという明確な意思がございまして、地区の関係ではなく、体調が会議に出席して意見を述べるには難しいとの事で、健康上の理由で辞職したいということです。

議長

他にございませんか。

意見・質問なし

ご意見、ご質問がないようですので、議案第1号についてお諮りいたします。議案第1号を可決することに、異議ございませんか。

異議なし

異議ございませんので、議案第1号は可決いたしました。

続きまして、日程第2 協議事項1「今後の農業委員会の推進体制について」協議をいたします。

事務局、説明をお願いします。

朝生事務局
局長

4月1日付けで、市の組織改正が実施されます。

農業を取り巻く非常に厳しい状況に対応して、農業委員会の活動を進めていくうえで、農業委員会として発展していくために農政部の中に新しい課を設け、農業委員会事務局との2つの顔を持つことになりました。

1 改正内容ですが、①農政部に新課を設置し、農業委員会事務局を兼務で、農業委員会法の改正に合わせて、農業委員会の最も重要な法定事務とされた、「農地等の利用の最適化の推進」へ対応するために、農政部に農地活用推進課を設置し、農業委員会事務局を兼務して2つの顔を持つということで、特に新規就農、人・農地プラン等を農業委員会が、この10月位には作らなければならない最適化の指針も含めて、農政部と一体で進めていく組織を新たに設置することになりました。課では、農業委員会も次長が課長相当ですが、課長がトップになります。事務局長については、農政部に部長をもう1名配置し事務局長と兼務することとなっております。

②農業委員会事務局の班の再構築として、農地等の利用の最適化推進をテンポを上げて進めていくために、新たに農地利用最適化推進班を設置します。これは現在の管理班、農業振興班が統合した形です。

農業委員会ではないですが、農政課の中に新たに食の品質表示班が出来ます。このあたりも県から昨年移譲され、農政で担当することとなりました。

説明は以上でございます。

議長

お聞きのとおりでございます。

本件につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いします。

中村委員、お願いします。

中村委員

農政課内の食の品質表示班の新設について、食の安全について一定

の専門知識を持った方が配置されるのか、新設の課の場所と運営はどうなるのか。

法改正に伴って農地の活用が強調されていますが、農政センターは農業の技術支援、データは蓄積されていますが農政課と農政センターの棲み分けが解りづらいので解れば教えてほしいと思います。

議長

事務局、お願いします。

朝生事務
局長

食品表示の方は専門の方が配置されなければ、大変だという前提にはなっているようです。

農地活用推進課の場所につきましては、今の農政課の隣、元は農業環境整備課があった所で、カウンターが一本で繋がります。農政課にみえた方が農業委員会に案内される利便性が上がってくると思います。

執務室のスペース的には現在と同じ程度、倉庫等については新たに確保してくれることになっています。

農政センターとの棲み分けは、今回の兼務をしていく中で一部の業務については、農業委員会側に入ってくることになります。営農指導等は農政センターでやっていただくことで、農政課の中で農地保全に関する班があったりしますので、次年度以降は部の中で最良の方法を考えていくことになります。

中村委員

農政センターと連携していく中で、農業委員会で企画した中身を解決する方向で連携していくため、より連携を密にしていきたいと

思います。

農業者と農業委員との対話会については、農政部ではまだ内容を知らないようですが。

議長 事務局、お願いします。

朝生事務局 同じ部内として連携を深めていきます。

局長 対話会の会議録がまもなくまとまりましたら、農政課へお出ししますし、主な意見等はお伝えもしております。

そういったことを同じ部内として、一体的な認識を持つということが今回の組織改正の一番の目的となっています。

議長 他にご意見・ご質問ございますか。

鈴木委員、お願いします。

鈴木委員 4月からできる、食の品質表示班についてですが、食の品質表示というのは食品衛生法でいう表示なのか、農林水産省でやっているような単なる表示なのか、そのへんがはっきりしないと食品衛生法の表示となると資格を持った方でないと色々な業務が出来なくなります。農林水産省と厚生労働省がやっている仕事の棲み分けをはっきりやらないと資格の問題も出てきます。

朝生事務局 この内容は農業委員会と関係ありませんが、参考としてご説明しました。

農政課としては、発表前ですので公にできない状況です。

議 長

他にご意見・ご質問ございますか。

高澤委員、お願いします。

高澤委員

組織改正関係で、現在の農業委員は7月まで任期がありますが、現状のままでいくのか4月から変更になるのか、教えてください。

議 長

事務局、お願いします。

朝生事務
局長

農業委員会というのは法律上、必ず設ける組織となっております。今後も全く変わりませんし、農業委員の立場、農業委員からの連絡先も変わりませんが、事務局の職員が2つの顔を持つだけでございます。

農業委員会自体は、今と一切変わりませんので、農業委員が農政部の一員となることはありません。

農業委員会が兼務しているわけではなく、農業委員会としては独立した組織として4月以降も、7月以降も全く同じですし農業委員も全く同じですが、そこにいる事務局の職員が、農政部の顔と両方持つことになるということです。

また、今回の組織改正が農業委員等の募集時期と重なっており、農業委員の募集自体を市長が行うことになっている中で、現時点では農政課で行っており、最適化推進委員の募集は、農業委員会が行っております。

なお、市長が行うのは選任の部分で、任命後は今までどおりの農業

委員会の委員となりますので、今回の組織改正とは関係ありません。

来年度以降は農地活用推進課が2つの顔を持ちますので農政課が行うのか、農地活用推進課が行うのかわかりません。

議 長

他にございませんか。

意見・質問なし。

それでは、こちらは協議事項ですが、今説明のありましたとおり進めてもらうことで、ご異議ありませんか。

異議なし。

ご異議ございませんので、次に、日程第3 報告事項1 農地等の利用の最適化推進施策等に関する意見書の提出についてです。

事務局、説明をお願いします。

岡本次長

農業委員会法の改正に伴いまして、従来は建議書と言っていましたが、農地等の利用の最適化推進施策の改善についての意見を提出するものと定められたものです。先月の総会でご審議いただき、決定した文書でございます。こちらにつきましては、2月2日に会長・職務代理から市長に提出をいたしました。農業委員会からはこの意見書にあるとおり、認定農業者等の確保と育成、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進、担い手の育成、農業委員会法の改正への対応、都市

農業について提出いたしました。

そして市長からは、千葉市は東京からも近く、農業をするうえで非常に良い位置関係にある。その特徴をいかした展開を図っていききたい。また、新規参入につきましては、外部から若い世代をどんどん呼ぶようにしていきたい。必ずしも千葉市の出身ではなくても、地方の大学等への啓発活動も考えていきたいという話もありました。

先ほど協議事項１でも説明させていただいておりますが、新年度から農業委員会が農政部の中での一つの課の役割も併せて持つことから、農政部門の連携を強化して展開を図っていくことになるかと思えます。

なお、この意見書及び提出につきましては、市のホームページに掲載されております。また、３月に発行いたします農業委員会だより１２６号においても掲載予定でございます。

議 長

お聞きのとおりでございます。

本件につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いします。

中村委員、お願いします。

中村委員

先日、いすみ市長の話を聞いた中で、農業を自治体として支援して完全無農薬、給食に使用し、ブランド化した上乘せした単価を支払うなど色々な展開がされており、この中身の字面だけを対策として講じたところで、これからの実際、農業が後継者育成を含めて今現在困っている方の課題を解決することに繋がるかという点では先進市から

学ぶことも非常に必要ではないかと思いましたが、文言上はもうすでに出したものですから変更はできませんが、市によりあまりにも違い差別化を含めてかなり地域の首長の姿勢により農業は変わっていくと思いました。

議長

意見ということで、よろしいでしょうか。

他にご意見・ご質問ございますか。

よろしいです。

次に、報告事項２ 農業委員会委員・農地利用最適化推進委員の公募に係る現況についてでございます。

事務局、説明をお願いします。

朝生事務局長

応募期間については平成２９年３月１５日から１か月間、応募書類については１月中旬から農政課、農政センター、農業委員会事務局、各区役所、市民センターで配布をしております。更にチラシやポスターも配布しております。

応募書類の提出先ですが、農業委員については市長の事務となりますので、農政課へ、推進委員については農業委員会事務局に出していただくことになります。

広報についてですが、１月１５日号の市政だよりでご紹介させていただき、農業委員会だよりの定時発行の１２月号でこの記事を載せるとともに、１月に臨時で募集だけの号を出したところでございます。更に、１月１５日から市のホームページに載せるとともに、市役所、

区役所、市民センター、コミュニティセンター、公民館、図書館へポスター掲示、チラシを配布しているところです。また、報道機関にもお知らせをして、更に認定農業者、観光農園園主へ周知をしました。また、JAにもご協力を頂き、市内の10支店でポスター掲示、チラシを配布しているところです。また、2月発行のJA千葉みらいの広報誌に農業委員が募集される旨の広報をしていただいております。

そして、説明会ですが6回行いました。日曜日3回、平日木曜日3回、行いまして合計39人の方にお越しいただいております。

その内、認定農業者の方が9人おられました。

今後のスケジュールですが、4月14日に募集を締め切った後、書類等を点検いたしまして、5月上旬には第1回の選考委員会を開き、1次審査として経歴、小論文で審査をし、5月中旬には第2回選考委員会を開き、どのような方なのか面接を行い、市の内部で決定した後、6月下旬にその候補者について、農業委員会委員については、今回から議会での承認が1人ずつ必要になりますので、議会に議案として提出いたします。

最適化推進委員については、現在の農業委員での総会で応募者議案の方をお諮りするようになります。そして、7月20日に市長から新しい17名の農業委員の方が任命を受け、その後、総会を速やかに開きまして、新しい農業委員が最適化推進委員の委嘱をして活動が始まるということになります。

議 長

お聞きのとおりでございます。

本件につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いしま

す。

中村委員、お願いします。

中村委員

参加した３９人の内、認定農業者９人ということですが、認定農業者が半数以上という要件については、厳格に守って手立てをしていくのか、この３９人には女性がいなかったかどうか、今後女性で立候補する見通しがありそうかどうか教えてください。

議 長

事務局、お願いします。

朝生事務
局長

認定農業者要件につきましては、必ず守らなければいけない。これを守らなければ、議会にも提出できません。

私どもの場合、１７人で１７人の半分、８．５人で切り上げになりまして、最低９人の認定農業者が含まれなければならなくなりますので、認定農業者の方につきましては、先ほど申しましたとおり市内の認定農業者全員に、ご案内をさしあげております。

それから、女性の方は説明会に１人もお出ではなかったです。女性委員の見通しですが、実質的に農政課と農業委員会で一緒に応募事務を行なっておりますので、女性の農業者としてご活躍されている方を含めて、出来るだけ女性の団体等にも連絡を取って、ご推薦いただけるように今動いているところです。女性農業委員については、十分な数を入れなければならないと再三、国も啓発しておりますが、更に啓発していこうと考えております。

議 長

他にございませんか。

鈴木委員、お願いします。

鈴木委員

応募での書類の提出先ですが、農業委員は農政課、最適化推進は農業委員会へと1人で2か所に持って行かなければならないのか。1か所では受けてくれないのでしょうか。

議 長

事務局、お願いします。

朝生事務
局長

非常に大事な書類ですので、4月からは同じカウンターにはなりませんが、3月中はそれぞれに提出をいただきたいと考えております。

議 長

他にご意見・ご質問ございますか。

次に、報告事項3 行政委員会の委員等の月額報酬の支給方法についてでございます。

事務局、説明をお願いします。

朝生事務
局長

行政委員会の委員等の月額報酬の支給方法についてでございます。

行政委員会とは農業委員会とか人事委員会とか教育委員会等の市長から独立した組織でございます。

これにつきましては、現在行われている第1回市議会定例会に市から提出された条例改正議案でございます。議会での議決はまだされておりませんが、委員の方へはこう見込まれますという前提で、お話をさせていただきます。

1の対象職員については、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例というものがあまして、農業委員、最適化推進委員についても報酬額が載っています。

その特別職の報酬条例に載っている行政委員会の委員について、2の変更内容ですが、月額報酬の行政委員会の委員については、疾病等により月の初日からその月末までの間に職責を果たすことができないと認められる時は、その月の報酬を支給しないという事になります。例えば入院等をされて歴月の1か月活動をしていない場合は委員への報酬を支給しないということに、今年の4月から改正される見込みということを、事前に案内をさせていただきました。

3の職責を果たすことができないと認められるときの説明が載っておりますが、例えば出席する全ての日において長期入院や自宅療養や外国におられたといったことで、実質的に仕事ができただどうかを判断して、出来ていない状況であれば、その月の報酬は支給しないとなります。

議長

お聞きのとおりでございます。

本件につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いします。

小林委員、お願いします。

小林委員

月にまるまる仕事が出来なかった場合の当月の、当月とは当月の報酬は翌月の21日に支払われていると思いますが、これから先は前月に仕事が出来なかったから21日の支払いが止まることになるのでし

ようか。

議長 事務局、お願いします。

朝生事務局
局長 ご入院されて、事務局が把握できないことが多々あり、連絡が来ないと解りませんが、明らかに事前に解っていれば当月分の支給を停止する場合もあれば、翌月以降に解った場合はこちらから連絡させていただくことになります。

議長 他にございませんか。
長谷部委員、お願いします。

長谷部委員 これは誰が判断して決めるのか。
欠席が何回か続く中で、欠席があるということで決めるのか、連絡をすれば責任は全うしているという中で、支給されないのは免れると考えられるので、誰が判断して決めるのかを聞きたい。

議長 事務局、お願いします。

朝生事務局
局長 実際には毎月お出しいただいている活動記録簿の活動記録が前提にはなっておりません。ただ、明らかな入院とか長期で海外に行っているとかは、本人とお話して決めていきます。後は活動記録簿等で判断し、最終的に会長と相談して決定していくことになります。

会 長	私から、確認したいことがございます。 職責を果たすことができないと認められないときに、勤務状況を十分に判断するということですが、活動記録簿の中で判断するということで、ただ出席しただけで記録簿に残るのかを確認したい。
朝生事務 局長	会議の出席は活動記録簿に記入することになっておりますので、近くの遊休農地の地主さんに指導したとか、会議に出たことはこちらで把握できますが、活動記録簿にも書いていただきます。
会 長	出ていればいいの解釈でいいのか。
朝生事務 局長	全く職責を果たしていないということにならないが、農業委員が総会とか部会に出ているということは、行政委員会として色々なことを決めていく中で重要な仕事ですので、会議に出ているというのはある程度の職責を果たしているということになります。
会 長	月に2回、3回の部会ですので、その中で1回も出ない場合は職責を果たしていないという解釈でよろしいか。
朝生事務 局長	基本はその様になります。 その時の委員の意見によりますが、会議に出席していれば、ここに該当することはありません。
議 長	他にございませんか。

次に、その他についてでございます。

事務局、お願いします。

朝生事務
局長

何度も申し上げておりますが、あと2週間で農業委員会委員と最適化推進委員の募集が始まります。

現在の農業委員で応募されたい方は、遺漏のないよう申し込みをお願いします。

委員によっては、選挙という中で地域の中心母体的な団体が自治会もあれば農家組合のところもあり色々だと思います。

ご自身が引き続きやってみたいとして、応募されるのはもちろんですが、他の方が応募する場合があるかと聞いております。地域の方々へ、今のご自身の選挙区内へこういう募集が始まるということを、ご周知していただいて、円滑に進むように地域の皆様にお声掛けをお願いします。合わせて引き続き委員に応募される方は、農業委員と最適化推進委員と両方応募できますので、出来るだけ両方応募いただければと考えております。

議 長

お聞きのとおりでございます。

本件につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いします。

小林委員、お願いします。

小林委員

推薦の申込書は農業委員、推進委員ともに同じ文面でもよろしいか。実行組合等では、同じようにしか書けません。

議 長 事務局、お願いします。

朝生事務
局長 任意団体が推薦する場合、説明会でも質問がありましたが、推薦者がいてもいなくても有利・不利は関係ありません。ただ推薦者がいる場合に農業委員、推進委員で同じでいいかということですが、推薦理由が結果として、同じになることはあるのかと思いますので、同じでいいと思います。

議 長 他にございませんか。

意見・質問なし

議 長 それでは、本日の議事日程は、以上でございます。

皆様のご協力により、すべての議事を終了することができました。
心より感謝を申し上げます。

それでは、これをもちまして、平成28年度第6回農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後0時10分)